

顧問先従業員の方へ

# 弁護士への 無料相談の ご案内

相談時間

60分

お悩みに大きい、小さいはありませんので、どんな案件でもしっかりお話をお聞きします。こんな些細なこと…とご自身で決めつけてしまわず、何でもご相談ください。

また、実際にご依頼いただくかどうかは、その場で決めていただく必要はありません。

まずは無料相談だけで、ご依頼いただく場合は後日のご連絡で構いません。

安心して相談にいらしてください。

例えば

## こんなお悩みを解決します!!

## 相談1

弁護士って何？  
どんなことでも相談していいの？

弁護士は法律のプロであり、みなさんが生活の中で「困っていること、悩んでいること」を解決するプロです。

ですから、**弁護士にはどんなことでも相談していい**んです。例えば、「電気代が高い」ってことだって、弁護士に相談したら解決できる悩みかも知れません（実際、大家さんに払い過ぎていた電気代を取り戻したケースもあります）。

## 相談2

家計が苦しい。借金の返済が  
厳しいけど、何とかなる？

家計診断をし、収入UPや節約の方法についてアドバイスします。それでも返済が厳しいということであれば、合法的に**返済額を減らしたり、借金をゼロにする方法**をアドバイスします。

収入が少ない人の場合、弁護士費用は分割にもできるので、安心です。

## 相談3

テレビや広告チラシで  
宣伝している「過払い金」って何？

カードローンやクレジットカードのキャッシングをした場合、借りたお金に加えて、利息を支払わなければなりません。

ところが、高い利息を支払っている場合、払い過ぎた利息を返してもらうことができる場合があります。これを「過払い金」といいます。

当事務所における**過払い金の回収額の平均は、1人あたり「150万円以上」**です（当事務所にご依頼いただき、過払い金が発生していた方のデータ）。

## 相談4

夫婦・男女トラブルって  
どうやって解決したらいい？

- 離婚についての話し合いがうまくいかない
- 養育費を払ってもらえない
- 配偶者の不倫相手に慰謝料を請求できるのか…

など、**夫婦・男女トラブルは、ご相談が多い分野**のひとつです。

第三者である弁護士が入ることで、冷静に話を進めることができます。

大切なお子様のため、今後の自分の人生のため、夫婦・男女トラブルは、なるべく早期円満に解決したいものです。

## 相談5

交通事故で保険会社から提示された示談金って、正しい金額なの？

保険会社から提示される示談金額は、本当ならもらえるはずの金額に比べて、かなり低額なことが多くあります(特に、**人身事故の場合、実は損をしている方が多い**のです)。

弁護士が交渉にあたると、示談金額を増やすことが期待できる上、弁護士に保険会社との交渉全般を任せることで、精神的に安心できます。ご自身が加入している保険に弁護士費用特約が付いていれば、弁護士費用の心配もありません。

## 相談6

相続争いなんて嫌だけど、どうしたらいいの？

親のお金の管理の仕方や、親の家や土地をめぐる、きょうだい相続争いをするのであれば避けたいものです。

そのためには、きちんと遺言を書いておいた方がいいですし、いざ争いになったときには早期円満に解決したいものです。

相続前、相続後、**円満な相続のために一体どうしたらいいの**か、アドバイスします。

## 相談7

身内が逮捕された！何をすればいいかわかりません。

警察に逮捕された場合、**弁護士であれば、曜日や時間に関係なく、すぐに会いに行けます**。早く釈放してもらうためには、なるべく早く、捜査への対応や、被害者に対する対応などをしなければなりません。裁判になったり、刑務所に行くようになってしまったら、仕事もやめないとはいけないかも知れず、大変です。そうならないよう、弁護士が全力でサポートします。

## 相談8

B型肝炎給付金というものがあると聞いたけれども？

対象となる方の病気の状態に応じて、**50万円～3600万円の給付金**が国から支払われます。

昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれの方で、満7歳までに集団予防接種等を受けている方、及びその方から母子感染した方(これらの方々の相続人を含む)は、B型肝炎給付金を受け取れる可能性があります。

●ご相談希望の方● 相談日時をご予約の上、事務所までお越しください。

顧問先従業員の方は、相談(60分)は「無料」です。  
何でも、お気軽にご相談ください。

ご安心下さい 当事務所にご相談があったことや、その内容を会社に伝えることはありません。



弁護士・中小企業診断士・税理士  
ファイナンシャルプランナー  
牛見 和博



弁護士法人  
牛見総合法律事務所

(山口県弁護士会所属)

まずはお気軽にご連絡ください

☎083-921-6377

(平日・土日祝:9時～20時)



<http://www.ushimi-law.jp>



山口市中央5丁目2-34 セントラルビル5階  
(アルク山口店向い)

記載以外にも幅広くご相談をお受けしてます